

感染症の予防及びまん延防止のための指針

結城市東部地域包括支援センターたけだ

1. 基本方針

結城市東部地域包括支援センター（以下「事業所」）は、利用者及び従業員等（以下「利用者等」）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 有症者への対応
- (4) 関係機関との連携

3. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」）を設置する。

- (1) 設置の目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討することを目的に設置する。

- (2) 感染対策委員会の開催

委員会は年1回以上開催する。必要な時は、随時委員会を開催する。

- (3) 感染対策委員会の検討事項

- ① 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ② 各指針・各マニュアルの作成
- ③ 発生時における事業所内連絡体制及び関係機関への連絡体制の整備
- ④ 利用者及び職員の健康状態の把握
- ⑤ 研修・教育計画の策定及び実施
- ⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

- (4) 感染症対策委員会の構成委員

- ① 委員は、地域包括支援センターの職員で構成する。

② 委員会の委員長は管理者が務める。

4. 感染症対策のための職員研修に関する基本方針

事業所は勤務する職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次の通り実施する。

- （1）研修会を年1回以上実施する。
- （2）新規採用職員に感染対策の教育・研修を実施する。
- （3）感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シミュレーション）を年1回以上行う。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。